

「1989 年障害をもつアメリカ人法」をめぐる障害者運動のフレーム生成

アメリカ連邦議会公聴会の議論を分析対象として

Creation of Frame of Disability Rights Movement with “Americans with Disabilities Act of 1989” : From Analysis of Capitol Hill Public Hearing

後藤悠里

【要約】

本稿は、フレーミング分析において相互行為に着目する意義を、「1989 年障害をもつアメリカ人法」に関連して開かれた公聴会の議論における本法案を支持する団体および障害者団体に所属している人たちの証言をみることで、示していこうとするものである。ところで、タローによれば、「革命の衣装は、継承された糸と発明された糸の混合から作られる」(Tarrow 1998=2006: 206)。「障害をもつアメリカ人法」をめぐる障害者運動の「継承された糸」は被差別の体験を語ることで、アメリカの理念や過去の成功のイメージを喚起させることであった。また、障害者運動の「発明された糸」として、未来における市民としての義務の遂行と経済的貢献を主張することがある。しかし、それに加えて、反対派の議員と直接対峙することによって意図せざる結果としての新たな意味づけが生み出されている。このように、新たなフレームが生成される場を分析することによって、複数の主張間の相互作用をみる意義が明らかになるとともに、フレーミング分析に相互行為による意図せざる結果の可能性という新しい着眼点が付け加えられることになるだろう。相互行為や意味が生まれ出る間主観的な場の把握を積み重ねていくことは、社会運動論にとっても意義深いことであると思われる。

キーワード: 「障害をもつアメリカ人法」、障害者運動、フレーミング分析

0 はじめに

社会運動は古い伝統を用いながら、その伝統に新しい戦略や意味、解釈などを加えることで自らの目的を果たそうとする。では、ある社会運動はいろいろな相手——スノーとベンフォードの言葉を借りれば「支持者、傍観者、敵対者」(Benford and Snow 1992:136)——とのやり取りにおいてどのように自らの主張を紡ぎ出していくのだろうか。具体的には、社会運動の主張が発展していく過程において、先行する運動や主張への反論者との間には、どのような相互行為がみられるのだろうか。

本稿は、「1989 年障害をもつアメリカ人法 (Americans with Disabilities Act of 1989, 以下、「障害をもつアメリカ人法」)」¹⁾をめぐる障害者団体の公聴会での言説を取り上げて、これら関連する 2 つの問いに答えていきたい。公聴会は、法案に関係する関係者が呼ばれ、証言や反対議員との相互行為を行う場であり、本稿の視角にふさわしい。

以下では、「障害をもつアメリカ人法」をめぐる障害者団体とアメリカ連邦議会議員とのやり取りを追い、障害者運動によって展開される意味世界を探っていくとともに、フレー

ミング分析が相互行為に着目する意義を示すことを目的とする。

1 問題設定

1.1 アメリカにおける障害者運動の歴史

1973年に制定された「リハビリテーション法」504条は連邦政府の財政援助を受けているプログラムもしくはサービスに対して障害に基づく差別を禁止するという、画期的な条文であった。この「リハビリテーション法」の施行規則をなかなか認めようとはしない当時の大統領と保健教育福祉省長官に抗議することで、アメリカの障害者運動は形作られていった(Scotch 1984=2000)。「障害をもつアメリカ人法」制定はこの抗議を経て団結するようになった障害者運動の次なるたたかいであった。

そして、このたたかいは1990年7月26日にジョージ・H・W・ブッシュ大統領(以下、役職はすべて当時)が「障害をもつアメリカ人法」に署名をしたことで結実することになる。障害者が本法制定に果たした役割を象徴的に表したのが、車椅子を利用する二人の人物、ジャスティン・ダート・ジュニア(Justin Dart, Jr.)障害者雇用委員会委員長とエヴァン・ケンプ(Evan Kemp)雇用機会均等委員会委員長らに見守られながら署名をするブッシュ大統領の姿であった。

「障害をもつアメリカ人法」は研究者の脚光もあび、研究が蓄積されてきた。「障害をもつアメリカ人法」と障害者運動との関わりに言及した先行研究(Hahn 2001, Switzer 2003, Berkowitz 1994など)において、「障害者運動が公民権運動の一つである」、障害者運動は「最後の公民権運動」であるなどの表現がみられる。しかし、公民権運動と障害者運動の主張の類似点や相違点について詳細に検討したものはあまりない。

実際には、公民権運動と障害者運動との間には少なくとも20年という歴史的隔たりがあり、おかれた社会的状況が異なっている。また、公民権運動がアフリカ系アメリカ人の『事実上の』隔離(川島 2008: 3)を解消しえなかったことは周知の事実である。こうした隔離をなくす試みの一つであるアフーマティブ・アクションは「逆差別」という批判にさらされ(Graham 1994: 12)、論争が続いている。おかれた状況の違いや1964年公民権法制定以降の経緯を考えれば、障害者運動による公民権運動との距離の取り方については自明とせず、再考する価値があると思われる。そのための理論的枠組みについて、次項で示す。

1.2 理論的枠組み

社会運動論の研究者の間では、「①政治的機会構造や運動が直面する制約、②たたかひのために利用可能な組織の(公式・非公式な)形態、③機会と行為を結び付けるような解釈、原因帰属、社会的構築の集合的プロセス」(McAdam et al. 1996: 2)といった3つの要素の重要性が幅広く認められている。それぞれは「政治的機会構造論」、「資源動員論」、「フレーミング分析」として社会運動論の一部となっている。

フレーミング分析は「なぜ人びとは社会運動に参加するのか」を問いとして掲げる。そ

ここで、社会運動が他のアクターと相互行為を行いながら、人びとの動員や支持の獲得につながるようにある状況に意味を与え解釈の様相を描きだそうとする(高木 2004)。

フレーミング分析については、単一の運動におけるフレーミング過程やフレームの役割についての研究(McAdam 1996, 本郷 2007 など)、同じレベルにある複数の社会運動の間の関わりについての研究(Lio, Melzer and Reese 2008 など)が積み重ねられている。

複数の社会運動の間の関わりについての先行研究の中で、タローは「あるフレームが異なる時代や異なる国においてどのように用いられているのか」という、マスターフレームが他の社会運動にどのように使われているのかに関する問いを立てている(Tarrow 1998=2006: 189)。タローによる「マルクス主義」の意味内容の変化の考察によれば、労働者階級が自ら覚醒し、革命を起こすというマルクスとエンゲルスによる発想は、中国においては毛沢東によって、「植民地化された人々」によるたたかいに「再フレーム化」されたという(Tarrow 1998=2006: 190)。タローは、「革命の衣装は、継承された糸と発明された糸の混合から作られる」(Tarrow 1998=2006: 206)と述べる。中国におけるマルクス主義は、革命的なメッセージを残したまま(=「継承された糸」)、たたかいの当事者の変更(=「発明された糸」)を加えて用いられたのであった²⁾。

ところで、社会運動にかかわる人びとのフレーミングを探るにはどのような方法があるのだろうか。フレーミング分析を用いる研究者たちは、その社会運動への参与観察(本郷 2007)や社会運動を行ってきた当事者たちへのインタビュー(帯谷 2004)、当事者によって書かれたもの(McAdam 1996)、ビラやパンフレット、ポスター(高木 2004)のような資料を分析することによってフレーミングを再構成しようとする。

これら先行研究は単独の運動の主張を取り扱っていることが多く、複数の主張間の影響関係によってフレームが変容する側面については、分析が比較的少ないといえる。しかし、フレーミングは、単独の運動体内部で、行為者の意図だけによって行われるわけではない³⁾。対抗フレームとの相互行為の中で意味づけが生み出される瞬間をみることによって、意図せざる結果としてのフレームの生成の可能性が明らかになるのではないだろうか。

そこで、こうした瞬間を捉えることができる場として、本稿では公聴会を取り上げたい。公聴会とは「当該問題に関して適切な政治的意思決定を下すことを目的として、連邦議会委員会が開催する補助的な政治制度」である(本田 2005: 18)⁴⁾。公聴会では、法案に関係する関係者が呼ばれ証言や議員との質疑応答を行う。この質疑応答を利用して、証言者は賛成派の議員からのさらなる支持を引き出すとともに、反対派議員の説得を試みる。実際に、「障害をもつアメリカ人法」公聴会において発言した関係者は障害者団体だけではない。本法について異議を唱えるような関係者も存在した。それらは、障害者の雇用に関する裁判を恐れる経営者たち(全米独立企業者連盟 National Federation of Independent Business)や障害者のための整備を必要とするサービス提供者たち(アメリカ・ホテル・モーテル協会 American Hotel and Motel Association, 国際量販店協会 International Mass Retail Association など)である(Switzer 2003: 109-110)。こうしたことをふまえると、障害者運動のフレームと対抗的なフレームがぶつかり合うところを捉えるために、公聴会は適切な場であると考えられる。本稿では、「障害をもつアメリカ人法」に関連して開かれた公聴会の議論を追い、その法案を支持する団体および障害者団体(以下、障害者団体)に所属している人たち⁵⁾の証言をみることで本稿の関連する2つの問いに答えてい

きたい。

第2節では、「障害をもつアメリカ人法」をめぐる障害者団体による証言の整理を行う。

2 公聴会における障害者団体のフレーム

公聴会は1989年5月9日から1989年10月12日まで計15日間開かれた(Department of Justice 1991)。本稿はそのすべての公聴会を対象として集められたデータに基づいている。データは基本的に一段落ずつカードにまとめた後、キーワードや性質によって類似なものをグルーピングした。そして、「現状」の問題点と「過去」の成功例、「将来」の見通しという、時間の観点から論点を取り上げた。

ところで、スノーとベンフォードはフレーム構築プロセスの下位区分として、診断的フレーミング、予測的フレーミング、動機的フレーミングという概念を提示している(Snow and Benford 2000)。筆者の分類の「現状の分析」は、障害者の被っている不利益が社会に起因するということを示しているという点で、診断的フレーミングに該当する。また、「現状における成功例」は問題の解決策を提示しているという点で予測的フレーミング、『「障害をもつアメリカ人法」]によってもたらされるもの」はなぜこの法律が必要なのかという理由を与えているという点で動機的フレーミングに分類される。

以下、証言者の発言を順にみていこう⁶⁾。

2.1 現状の分析

a. 障害者の被差別経験について語るもの

公聴会において、具体的な差別の経験およびバリアへの批判が多く述べられている。具体的な差別の経験については、「障害をもつアメリカ人法」がカバーすることになる、雇用・公共サービス・公共施設での取り扱い・コミュニケーションの場における差別について、多くの被差別経験が報告されている。たとえば、先ほども名前を挙げたケンプは「39回面接を受けたが、にべもなく断られた。数人がその理由は私が障害者だからであると教えてくれた」経験をもつという。(Kempによる発言, 1989.09.13: 2)

次に、日常生活の中に存在し、障害者のバリアとなっているものについての語りが存在する。一つのバリアが他のバリアを誘発していることもある。たとえば、マッキンタイアは「大学に行く自由は、大学に行く方法なしでは存在しない、働く自由は、職場に行く方法なしでは存在しない」と述べ、交通機関がアクセシブルなものではないために、教育や雇用の機会が妨げられていると主張している(McIntyreによる発言, 1989.05.16: 138)。

また、健常者が障害者に対してもつ「仕事ができない」や「完全な人間ではない」(Dartによる発言, 1989.09.20: 52, Holzerによる発言, 1989.10.12: 319)といったステレオタイプ、「障害者は生産性を減少させる」(Mayersonによる発言, 1989.09.13: 69)というおそれが問題とされ、差別をなくすことの重要性が語られる。さらには、差別は障害者の行動を制限している(Burgdorfによる発言, 1989.05.10: 99-100)。バーグドルフによってその場で提示された調査結果は、昨年一年間に映画を見に行っていない健常者の割合が22%であったのに対して、障害者の場合は3分の2の割合というものであった。これは、

他の人が自分の障害に対してどう反応するかがわからないという自己意識に起因すると指摘されている。以上のように被差別経験として、直接差別やバリア、偏見などが語られている。

b. 他の集団との比較とマイノリティ集団としての障害者

「現状の分析」の2つ目の要素として、人種的マイノリティや高齢者と障害者が比較されている。

「障害をもつアメリカ人法」のコストは負担になるだろうか。平等にすることはアメリカの負担となるだろうか。こういった質問が黒人、ヒスパニック、ユダヤ人に向けられることはあるだろうか。コストについての質問自体が無意識的に不平等を前提としている。こうした質問自体が平等の規則を作ることの必要性を私たちに明らかにしてくれる。

(Dartによる発言, 1989.05.09: 19)

〔アフリカ系アメリカ人のような〕他の属性に基づいた差別が禁じられている建物が、あからさまに〔執筆者注：障害者にとってのバリアを取り除かないがゆえに、結果的に〕障害者を差別している。(Burgdorfによる発言, 1989.05.10: 99)

〔執筆者注：バスの運行に支障をきたすという理由で、運転手が障害者を乗車拒否する場合がある。一方で、〕高齢者がステップをゆっくり下りるためにバスが遅れることもある。しかし、誰も高齢者を追い出そうとはしない。(Weismanによる発言, 1989.09.20: 193)

このように、証言者たちは障害者が受ける差別を人種的マイノリティや高齢者に対する差別に置き換え、障害に基づく差別が正当化できないことを主張している。

また、他のマイノリティ集団と比較をすることは、障害者もまた一つの集団と捉える発想の裏返しでもある。そこで、障害者を集団と捉えるような語りにも着目しておきたい。

1986年にルイス・ハリス・アソシエトは初めて国家規模で障害者に対する世論調査を行った。そこでは、いろいろなことがわかったが、障害者は単一の孤立した隔離された集団(population)であるということが発見された。(Burgdorfによる発言, 1989.05.10: 99)

不幸なことに、私たちの社会の中には差別を矯正するような基本的なアクセスを持っていない人たちが存在している。障害者はこうした階級(class)を形成している。(Feldblumによる発言, 1989.08.03: 56)

他にも「disability community」(Bradyによる発言, 1989.08.03: 39)といったような言葉が使われている。これらの主張は、障害者を集団として描いている。

以上の語りは、他のマイノリティ集団と同じように、障害者にも公民権を与えるべきであるという主張につながっていく。「この法案は1964年と1968年に他の公民権法とともに制定されるべきであった」(Feldblumによる発言, 1989.08.03: 59)、「私たち障害をも

つアメリカ人は私たちの公民権がすぐそこに来ていることを知っている」(Jordan による発言, 1989.05.09: 12) という証言にみられるような公民権を享受するはずの障害者という発想は、公聴会の議論のいたるところでみられる。

2.2 過去における成功例

「障害をもつアメリカ人法」で用いられている障害の定義や「合理的配慮 (reasonable accommodation)」、「過度の負担 (undue hardship)」という概念が導入されたのは「リハビリテーション法」が制定された 1970 年代である。しかし、「障害をもつアメリカ人法」をめぐる議論においても、これらが懸念材料となった。これらの懸念を取り除くため、リハビリテーション法がうまく機能しているということが語られている。たとえば、障害の定義の中にアルコール依存症や薬物依存症を含めることに対して、『リハビリテーション法 504 条』ができてしばらくたつが、これらを障害の定義に含めたことでの問題は起こっていない」(Feldblum による発言, 1989.08.03: 77), という発言がある。また、「合理的配慮」という言葉については、「裁判所でこの言葉を支持した判断も出ており、この言葉を導入してから 10 年も経っている」こと (Mayerson による発言, 1989.05.09: 39), 「古い言葉であるしすでに判決もある」(Kemp による発言, 1989.09.13: 16) とともに述べられている。

2.3 「障害をもつアメリカ人法」によってもたらされるもの

a. 経済的な義務の遂行および貢献を強調するもの

アメリカ人としての義務の一つに納税がある。「障害をもつアメリカ人法」が障害者の雇用につながり、障害者も納税という義務を果たすことができるという主張がなされる。

出かけることのできる能力があれば、多くの障害をもつアメリカ人は教育を受けることができるようになる。そのことによって、障害者は意味のある仕事を得ることができ、税金利用者から納税者になることができる。(McIntyre による発言, 1989.05.16: 139)

こうした証言の上で、現状の差別がいかに社会にコストを生じさせているかが述べられるとともに、「障害をもつアメリカ人法」制定の経済的なメリットが強調される。バリアをなくすことは「企業にとって良いことであり、私たちの国の経済にとってもよいことである」(Brady による発言, 1989.08.03: 41)。現状では差別のために障害者は働くことができないため、「現状維持のままであると政府にお金を使わせておくままであ」(Weisman による発言, 1989.09.20: 197) る。障害者を不必要に失業させておくコストは年間 2460 億ドルであり (Dart による発言, 1989.09.20: 50), 障害者が「納税者」となるためにかかる 2000 万ドルよりも非常に大きな金額がかかる (Kemp による発言, 1989.09.13: 14) と数字を用いた説得も行われている。

b. アメリカ社会への貢献を強調するもの

最後に、障害者に対する差別をなくすことはアメリカ人にとっても良いことであるし、アメリカ社会の理念を実現する方法ともなるという証言がみられる。さらには、以下にみるように、「障害をもつアメリカ人法」はアメリカのメッセージを内外に発信する役割をもつと述べられている。

「[障害をもつアメリカ人法]は」アメリカが自らの理念に忠実であることを世界に訴えかける力強い言明になる。「障害をもつアメリカ人法」はアメリカンドリームの正確なものさしである。(Jordan による発言, 1989.05.09: 14)

「障害をもつアメリカ人法」によって、議会はアメリカのスピリットを具体化する。この国は平等な権利と思いやりというスタンダードを支持しているというメッセージを送ることができる。(Allen による発言, 1989.10.11: 172)

このように、障害者団体は現状を分析し、その現状を問題であると提起したり、過去の成功例を提示したりする。さらに、「障害をもつアメリカ人法」が制定された後の未来を語ることで、「障害をもつアメリカ人法」の必要性を訴えたのである。

では、次節で、公民権運動との類似点、相違点をみていこう。

3 障害者運動における「継承された系」と「発明された系」：公民権運動との比較から

3.1 公民権運動におけるフレーム

本節では、「障害をもつアメリカ人法」をめぐる議論の中から、障害者運動における、タローのいう「継承された系」と「発明された系」を探ることとする。ところで、前述したように、障害者運動は公民権運動からの影響を受けている。したがって、公民権法制定当時の公民権運動の支持者たちの議論をおさえる必要がある。

社会運動論のなかで、公民権という概念はマスターフレームとして扱われている (Snow and Benford 1992, Barnatt and Scotch 2001 など)。公民権フレームの内容は、「属性に関わらず権利と機会の平等を与えるという原則および非暴力手段を通してこの原則を実現すること」(Snow and Benford 1992: 145)、すべての場所をアクセシブルにするべきであること、投票権の保障、雇用における差別の禁止、隔離政策への批判 (Barnatt and Scotch 2001: 18) などと述べられており、論者によって想定されるものが少しずつ異なっている。ここでは本田量久の研究を取り上げたい。その理由の一つは、本田が本研究と同様、公聴会を分析の対象としている点である。また、本田が公聴会における生の証言を取り扱っているため、証言者の思惑をより忠実に読み取ることが可能であると思われるからである。本田は公民権法制定の際に行われた公聴会の議論を分析し、公民権法賛成派の証言を、①「人種差別の実態を報告するもの」、②「連邦政府による介入の必要性を主張するもの」、③「アメリカ人種問題と国際社会における『アメリカ民主主義』の『正統性』の危機」、④「アメリカ国内における『アメリカ民主主義』の『正統性』危機とその乗り越え」の4つに分類している (本田 2005: 276-277)。

ところで、公民権法制定当時には、1980年代後半とは異なる国内外の状況があった。それらは、州と連邦との間の力関係がまだ不明確であったことと、冷戦構造である。したがって、②「連邦政府による介入の必要性を主張するもの」と③「アメリカ人種問題と国際社会における『アメリカ民主主義』の『正統性』の危機」の下位項目である「アメリカ人種問題を利用したソ連の反米プロパガンダ」という証言については、マルクス主義者の理論的な言説は別として、現実政治のレベルでは1980年後半には文脈そのものが失われ始めていたといってもよいだろう。また、障害の問題は反人種主義や反植民地主義とは直接的に関係しない。したがって、③におけるもう一つの下位項目である「第三世界による反人種主義・反植民地主義に基づく対米批判」もここでは中心の議論とはしない。

以上のような観点から、本田によって分類された証言を本稿第2節に従って分類しなおしてみると、以下ようになる。①現状の分析として、「人種差別の実態を報告するもの」と「アメリカ国内における『アメリカ民主主義』の『正統性』危機」、そして、②公民権法がもたらすものとして、「アメリカ国内における『アメリカ民主主義』の『正統性』危機の乗り越え」があるとみなすことができる。以下、公聴会における公民権法賛成派の主張を本田に従って整理してみよう（以下は、本田 2005: 277-338 による）。

まず、「アメリカ国内における『アメリカ民主主義』の『正統性』危機」に関しては、アフリカ系アメリカ人が「アメリカ自由市民の権利を与えられなかったこと」や「〈すべての人間は平等に作られている〉という原則は嘲笑の的になっている」という証言が存在する。さらには、白人と同等の兵役の義務を果たしたにもかかわらず、権利を与えられていないと語る全国黒人向上委員会（National Association for the Advancement of Colored People）のメンバーによる証言もある。公民権法が成立していない状況下においては、平等や義務を果たした者への権利付与といったアメリカを支えている理念が十分に実現されていないことが訴えられている。次に、公民権法賛成派の主張によれば、「アメリカ国内における『アメリカ民主主義』の『正統性』危機の乗り越え」は、公民権法制定によって可能になるとされる。公民権法はアフリカ系アメリカ人に対して権利を与える。その権利によって彼らは「多数派になる機会」を得て、力強い発言を行うことができるようになるだろう。また、アフリカ系アメリカ人を差別から保護することは道徳的な急務であり、この問題を解決することは、「より高度な民主主義」や「黒人だけではなく、すべてのアメリカ国民が恩恵を受ける真の民主主義の復興」を目指す「道徳におけるアメリカ独立革命」なのである。

以上が公民権法賛成派の主張であると本田は示している。以上をふまえて、次節では公民権運動賛成派の主張と障害者運動団体の主張との比較を行う。

3.2 障害者運動における「継承された糸」と「発明された糸」

以上をふまえると、「障害をもつアメリカ人法」をめぐる障害者運動における「継承された糸」と「発明された糸」がみえてくるように思われる。公民権運動から得られた「糸」とは、現状の分析をして被差別の経験を語ること、そして、新しい法律を得ることによりすばらしいアメリカ社会がもたらされる⁷⁾と語ることである。さらには、公民権運動やリハビリテーション法といった過去の成功例を用いてイメージを喚起させるということもま

た「継承された糸」である。なぜなら、公民権運動の語りにみられる「独立戦争」や「くすべての人間は平等に作られている」という言葉は、過去に得られた成果を利用していることを意味しているからである⁸⁾。

では、障害者運動における「発明された糸」とはなにか。それは、義務の遂行や経済的な貢献を未来において強調する語りである。アフリカ系アメリカ人は、アメリカ社会に対する義務を果たしているのにもかかわらず権利を与えられていられない状況を非難した。一方、障害者運動は差別がなくなれば、障害者が義務を果たし、経済的な貢献ができるということを主張し、議員の説得を試みている。

ただし、「継承された糸」を障害者運動に応用するにあたって2つの工夫が必要であった。

まず、実際には障害者その他のマイノリティ集団には大きな差異がある。それは、障害者の権利を保護するためには「合理的配慮」というコストがかかるということである。「障害をもつアメリカ人法」を公民権法であると規定し、障害者その他のマイノリティ集団を同じようなものとして扱うことは、このコストの部分に目をつぶるということ意味する⁹⁾。しかし、障害者その他のマイノリティ集団との差異に言及せず、障害者を他のマイノリティ集団と比較するフレームによって、公聴会出席者たちは障害と人種的マイノリティとは同じような性質をもつ属性なのだというような解釈に導かれる。バーナートとスコッチによれば、障害はそれまで個人的な問題であり、個人が解決すべきものであると考えられてきた。したがって、障害者の問題を「一つの抑圧された集団である障害者集団」が被っている集団的な被害であるとして主張することは、公民権を求めるにあたって不可欠であったという (Barnartt and Scotch 2001: 35)。そのために、障害者も一つの集団であるというように公民権フレームが拡張された (Barnartt and Scotch 2001: 18)。

このフレームに力を与える1つ目の工夫として大統領の言葉を引用することがある。

「[ジョージ・H・W・ブッシュ大統領が] 障害者は女性やマイノリティのような公民権の保護下でない」(Brady による発言, 1989.08.03: 40), 「大統領および副大統領が障害者のための包括的な公民権の保護を支持していることを誇りに思う」(Dart による発言, 1989.09.20: 49) という語りは、大統領の意見を「資源」として用いた工夫といえよう。次に、公民権運動の経験から、障害者運動についても『事実上』の隔離を解消することができないのではないかという批判を受ける可能性もあった。だからこそ、2つ目の工夫として、障害者運動の証言者たちは「障害をもつアメリカ人法」によってこれらの問題をすべて解決しようと思っているわけではないことを強調している。「障害をもつアメリカ人法」は「差別と闘うための道具」(Jordan による発言, 1989.05.09: 13) であり、「交通の問題の解決の『始まり』, それも『重要な始まり』」(Dart による発言, 1989.09.20: 52) であり、「プライベートな差別すべてから障害者を保護するものではない」(Allen による発言, 1989.10.11: 171) と述べるにとどまっている。

ここからは、障害者運動が公民権というフレームを用いる際に、資源である大統領の言葉を引用したり、公民権法の範囲をあらかじめ指し示すという工夫によって相手からの反論をかわす様相が見て取れる。

このようにして、障害者運動は公民権運動のフレームを修正しながらアメリカの理念や過去のイメージに訴えかけつつ、差別がなくなった後のバラ色の世界を描き出すことによ

って、「継承された糸」と「発明された糸」が織り合わされた「障害をもつアメリカ人法」制定という布を手に入れたといえるのではないだろうか。

次節では、公聴会の質疑応答部分に焦点をあてて、新たな意味づけの生成の場をみる。それは、フレーミング分析において新しい着眼点が必要であることを示すためである。

4 フレーミング分析における「意図せざる結果」

第4節では、公聴会の質疑応答の場における意味づけの生成をみることで、フレーミング分析への検討を加えてみたい。意味づけの生成とみなすことができる主張としては、第1に、障害者をマイノリティとしてみるのではなく個人としてみる必要があるという点、第2に、コストよりも大切なものがあるという点がある。

a. 障害者を個人としてみること

先に述べたように、証言者たちは障害者を黒人やヒスパニック、高齢者と同じようなマイノリティ集団とみなすことで、障害者に公民権が欠けていることを不当であると主張した。しかし、一方、議員との質疑応答の中で、証言者のなかから障害者を集団としてみることに對する批判が生まれてきている。

〔訴訟を起こされないように、「合理的配慮」や「過度の負担」といった言葉の意味をはっきりさせたいというビジネス界の意見を紹介する議員に対して〕これこそが本法案の画期的な側面の一つだと私は思う。企業がこれをすればよいという、a, b, c, dといった選択肢は存在しない。企業は集団ではなく個人について考えることを始めるべきである。このことは雇用のプロセスを企業と従業員双方にとって充実したものにするだろう。(Kempによる発言, 1989.09.13: 17)

〔アルコール依存症者に対する差別を構成するものがあいまいであるため、「アルコール依存症を示したあと10年雇用しない」という規則を作ったら差別なのかという質問に対して〕差別です。つまり、あなたはある人が有資格であるかどうかを判断する時に、個人をみていないのです。(Feldblumによる発言, 1989.08.03: 55)

「合理的配慮」は既存の施設を障害のある従業員に利用可能なものにすることを含みます。これは従業員のニーズに合わせて個人ベースで行われるものです。これがあらゆる配慮ということなのです。(Mayersonによる発言, 1989.09.13: 70)

ここでは、障害者を個人としてみる事が述べられている。本来、これこそが「合理的配慮」の意味する内容でもあった(川島 2008)。公聴会議事録内在的には、障害者を社会によって抑圧されているマイノリティ集団として捉える発想が、一人ひとりの障害者に合わせた形で障害の責任を社会が取るべきであるという発想に変わっていることが読み取れる。これは、公民権やアファーマティブ・アクションの時代を経た後にみられる、差別に対する新しいアプローチの萌芽であるといえるだろう。

b. コストより大切なもの

証言者たちは、現状のままではコストが多くかかっていること、そして、障害に基づく障害者への差別をなくすることによって、コストが減るのみならず、アメリカ社会をより生産的なものにできるという主張を行った。

しかし、企業の立場を反映している議員たちがその主張に納得させられたわけではかならずしもなかった。コストに関して度重なる懸念を表明する議員たちに対して、証言者たちが発した言葉には以下のようなものがある。

「[いろいろ改善しなくてはいけないとなると倒産してしまう]というバス会社の声を紹介し、それに対する意見を求める質問に対して] この国にはコストがかかる多くのことがあります。私は企業が再編されようが変化させられようが、この改善はそれだけの努力と金額に十分値するものであると思います。(Addresso による発言, 1989.08.03: 55)

私は障害者の問題や可能性についておそらくあまり深い知識をもっていない交通会社にいる同僚たちに共感を覚えます。……しかし、「過度の負担」に対するおそれは正当化できるものではありません。(Dart による発言, 1989.09.20: 50-51)

時に「障害をもつアメリカ人法」は能力主義的であり、重度障害者を置き去りにしているなどとの批判がなされることがある(花田 1991: 127-130)。しかし、この主張をみるとかならずしもそうであるとは言えない。たしかに、障害者の働く能力が強調され、コスト削減の面が主張されてきたのは事実である。しかし、コストがかかるといって、障害者が差別から守られないことは正当化できないということ、つまり、コストより大切なことは障害者の差別されない権利であることが、これらの発言には明確に表れている。この訴えからは、能力主義を超えた「障害をもつアメリカ人法」への可能性が見出せるのではないだろうか。

当初は、障害者団体は「経済的な貢献」や「マイノリティ集団として提示」というフレームを用いていた。産業界から「コストについての質問」や「どのような配慮をしたらいいかわからない」との主張を受けて、「障害者を個人としてみること」や「コストより大切なもの」という意味づけがあらわれ、議員たちを説得するフレームの一つとなった。

これら2つの意味づけの生成は、かならずしも意図的に行われたものではない。それぞれは、もとの障害者運動の主張である、障害者をマイノリティ集団としてみる発想やコスト削減を重視する戦略とは異なっている。つまり、これらの発言は意図せざる結果として、反対派議員とのやり取りの中であらわれたものである¹⁰⁾。これらの発言に含まれる新たな意味づけは、それまでの障害者運動の問い直しをもたらし、新たなフレームの生成に貢献する¹¹⁾。このように、新たなフレームが生成される場を分析することによって、複数の主張間の相互作用をみる意義が明らかになるとともに、フレーミング分析に相互行為による意図せざる結果の可能性という新しい着眼点が付け加えられることになるだろう。

5 おわりに

本稿ではタローの主張を枠組みとして議論を展開した。「障害をもつアメリカ人法」における「継承された糸」は被差別の体験を語ること、アメリカの理念や過去の成功のイメージを喚起することであった。そして、障害者運動が、公民権というフレームを資源や戦略とともに意図的に用いて自分たちにとって利用可能なものとした様相をみた。また、「発明された糸」として、未来における義務の遂行および経済的な貢献についての主張がみられることを指摘した。さらには、公聴会の質疑応答の中で、意図せざる新たな意味づけがフレームの生成をもたらしていることをみた。新たな意味づけが生成される場をみることによって、複数の主張間の相互作用をみる意義が明らかになるとともに、フレーミング分析に意図せざる結果の可能性という新しい着眼点が付け加えられることになるだろう。

しかし、本稿では障害者団体側の新たな意味づけの生成に焦点をあてたため、意味づけの生成に対する反対側の応答については考察の対象としなかった。また、公民権運動以外の「継承された糸」については検討していない。これらについては今後の課題としたい。

社会運動は相互行為の過程でいかようにも変容する。その相互行為がまさに生まれる場を捉えることは難しい。こういった相互行為や意味が生まれ出る間主観的な場の把握を積み重ねていくことは社会運動論にとっても意義深いことなのではないだろうか。

[注]

- 1) なお、後述するように、「障害をもつアメリカ人法」が実際に制定されたのは1990年である。
- 2) スノーらは「個人と社会運動組織の解釈的な方向性を結びつける」(Snow et al. 1986: 467) フレーム調整プロセスという概念を提示している。このプロセスは4つのタイプに分けられる。タローによれば、フレーム架橋、フレーム増幅、フレーム拡張はすべて社会運動組織と既存の価値とを結びつける試みであるという(Tarrow 1992: 189)。したがって、タローの「継承された糸」と「発明された糸」の概念はスノーらのこれら3つのフレーム調整プロセスと重複する発想であるといえる。
- 3) タローは「フレーミングは完成された交響曲というよりむしろ即興のジャズである」とティリーの比喻を援用して述べている(Tarrow 1992: 191)。
- 4) アメリカにおいて、法律形成は以下の経緯をたどる(以下は武田 2005: 83-84, 森脇 2006: 149-151 を参照した)。議員によって提案された法案は、関係委員会や関係委員会に属する小委員会に送られる。関係委員会や小委員会では、重要法案については基本的には公聴会が開かれる。公聴会の人選については委員長の権限が大きく、ある程度委員長の意向が入ったものとなる。しかしながら、公聴会を単なる「ショー」と捉えるのは誤りであろう。なぜなら、「法案は、後の段階で修正を受けることを前提に提出されているので、公聴会を経て委員会では法案の文面の修正が行われることは決して珍しくない」(武田 2005: 84) からである。また、利益団体が議員に影響を及ぼすことのできる経路の一つが公聴会での発言である(本田 2005: 98)。したがって、法律作成にあたっては、また、利益団体にとっても公聴会は大切な場であるといえる。
- 5) 支持団体として、スイツァーが「障害をもつアメリカ人法についての主導的な団体(1988-1990)」として言及している団体を対象とした(Switzer 2003: 78)。
- 6) 記載は発言者、発言日、議事録のページ数とした。引用した公聴会については参考文献に挙げている。
- 7) 筆者はここで、「よりよいアメリカ」、「被差別経験を語ること」、「以前の成功例を用いること」という主張が公民権運動のみに起因しているとは考えていない。ここでは、これらの主張と公民権運動において語られ

たことに類似点があるということを指摘するに留めたい。ただし、後述するが、「被差別経験を語る」ためには、障害者団体によるフレーム拡張が必要であった。

- 8) 本稿は、障害者運動と公民権運動との関わりをフレームの類似性によって示した。他にも、公民権運動と障害者運動との関わりを示すことは可能であろう。その中でも、公民権運動に関わった人の存在を指摘しておきたい。障害者団体であり、公聴会でもメンバーが証言している「アクセシブルな公共交通を求める障害をもつアメリカ人たち」(American Disabled for Accessible Public Transportation) というグループは公民権運動から政治的な組織づくりを学んだ活動家であり、セルマでの行進にも参加したワデ・ブランク (Wade Blank) が創立の一人である (Barnartt and Scotch 2001: 23, Switzer 2003: 81)。
- 9) アファーマティブ・アクションについてはコストがかかることがあまり想定されていないのに対して、合理的配慮には明らかにコストが必要である。だからこそ、「合理的配慮」の限度を定めるような「過度の負担」にならない限りという言葉が添えられている。これら、「合理的配慮」および「過度の負担」という概念は1964年公民権法にみられない (Barnartt and Scotch 2001: 36) したがって、ここでは合理的配慮は他のマイノリティ集団の問題とは違うと述べておいた。
- 10) 公聴会における発言者は事前に文章による陳述書を提出している。ここで「意図せざる結果」として導出した発言は、事前の原稿および原稿に基づく発言の中には見られなかったものである (たとえば、Kemp の証言 1989.09.13: 2-4 および陳述書 5-9 と質疑応答 10-25 を比較した)。なぜこうした発言が即興的に生み出されたのかについては発言者のライフストーリー等に基づき検討する必要があると思われる。たとえば、「企業は集団ではなく個人について考えることを始めるべきである」と主張するケンプは彼自身、障害をもっているがゆえに雇うことができないと言われた経験や足を骨折して車いすを利用するようになった途端に人々の扱いが変わったという経験を述べている (Kemp による発言, 1989.09.13: 2-3)。この点については紙幅の都合上これ以上の言及は割愛する。
- 11) 意図せざる結果としてのフレームがのちにどういう役割を持ったかについては署名時のブッシュ大統領の演説 (八代・富安編 1991) から垣間見ることができる。「コストより大切なもの」フレームに関連する発言として、ブッシュの「障害をもつアメリカ人法について、あいまいであるとか、コストがかかるとか、数限りない訴訟を生み出すとか言われています。……この法律はアメリカの産業界にとっても重要なものです。思い起こしてください、みなさんの前にあるこの新しい労働力を」という言葉は、障害者の経済的貢献を強調するとともに、コストに対しても一定の配慮を求めるものである。また、ブッシュは同じ演説の中で、現実に行われている理想的な実践として、リトルリーグの少年たちがボランティアとして障害をもつ少年たちと一緒に野球をする話が挙げられている。この話も、一人ひとりに対応した合理的配慮の話であると理解できる。

[文献]

- Barnartt, S. and R. Scotch, 2001, *Disability protests: contentious politics 1970-1999*, Washington: Gallaudet University Press.
- Benford, R. D. and D. A. Snow, 2000, "Framing Processes and Social Movements: An Overview and Assessment," *Annual Review of Sociology*, 26: 611-639.
- Berkowitz, E. D., 1994, "A Historical Preface to the Americans with Disabilities Act," Graham, H. D. ed., *Civil rights in the United States*, Pennsylvania: State University Press, 96-119.
- 八代英太・富安芳和編, 1991, 『ADA (障害をもつアメリカ人法) の衝撃』学苑社。

- Department of Justice, 1991, *Americans with Disabilities Act Handbook*, Washington, D. C.: U. S. Government Printing Office.
- Hahn, H., 2001, "Adjudication or empowerment: contrasting experiences with a social model of disability", Barton, L. ed., *Disability, Politics & the Struggle for Change*, London: David Fulton Publishers, 59-78.
- 花田春兆, 1991, 「ADA 法やぶにらみ」 八代英太・富安芳和編『ADA (障害をもつアメリカ人法) の衝撃』学苑社, 122-130.
- 本田量久, 2005, 『「アメリカ民主主義」を問う一人種問題と討議民主主義』唯学書房.
- 本郷正武, 2007, 『HIV/AIDS をめぐる集合行為の社会学』ミネルヴァ書房.
- 川島聡, 2008, 「障害者権利条約における障害差別禁止と合理的配慮」 障害者職業総合センター編『障害者雇用にかかる「合理的配慮」に関する研究—EU 諸国及び米国の動向 (調査研究報告書 No.87)』, 33-551.
- 川島正樹, 2008, 『アメリカ市民権運動の歴史』名古屋大学出版会.
- Graham, H. D., 1994, "Race, History, and Policy: African Americans and Civil Rights Since 1964," Graham, H. D. ed., *Civil rights in the United States*, Pennsylvania: State University Press, 12-39.
- McAdam, D., 1996, "The framing function of movement tactics: Strategic dramaturgy in the American civil rights movement", McAdam, D., J. D. McCarthy and M.N. Zald eds., *Comparative Perspectives on Social Movements: Political Opportunities, Mobilizing Structures, and Cultural Framing*, New York: Cambridge University Press, 338-355.
- McAdam, D., J. D. McCarthy and M.N. Zald, 1996, "Introduction: Opportunities, mobilizing, structures, and framing processes toward a synthetic, comparative perspective on social movement", McAdam, D., J. D. McCarthy and M.N. Zald eds., *Comparative Perspectives on Social Movements: Political Opportunities, Mobilizing Structures, and Cultural Framings*, New York: Cambridge University Press, 1-20.
- 森脇俊雅, 2006, 「議会」 久保文明・砂田一郎・松岡泰・森脇俊雅著『アメリカ政治』有斐閣, 135-154.
- Lio, S., S. Melzer and E. Reese, 2008, "Constructing threat and Appropriating 'Civil Rights': rhetorical strategies of Gun Rights and English Only Leaders," *Symbolic Interaction*, 31(1): 5-31.
- 帯谷博明, 2004, 『ダム建設をめぐる環境運動と地域再生—対立と協働のダイナミズム』昭和堂.
- Scotch, R. 1984, *From Good Will to Civil Rights: Transforming Federal Disability Policy*, Philadelphia: Temple University Press (=2000 竹前栄治監訳『アメリカ初の障害者差別禁止法はこうして生まれた』明石書店).
- Snow, D. et al., 1986, "Frame Alignment Processes, Micromobilization, and Movement Participation," *American Sociological Review*, 51: 464-481.
- Snow, D. A. and R. D. Benford, 1992, "Master Frames and Cycles of Protest," Morris, A. D. and C. M. Mueller eds., *Frontiers in Social Movement Theory*, New Haven and London: Yale University Press: 133-155.
- Switzer, J., 2003, *Disabled Rights: American Disability Policy and the Fight for Equality*, Washington, D. C.: Georgetown University Press.
- 高木竜輔, 2004, 『「住民投票」という名の常識へ—社会運動のフレーム抗争』大畑裕嗣他編『社会運動の社会学』有斐閣, 117-132.
- 武田興欣, 2005, 「議会」 久保文明編『アメリカの政治』弘文堂, 67-90.
- Tarrow, S., 1992, "Mentalities, Political Cultures, and Collective Action Frames: Constructing Meanings

through Action," Morris, A. D. and C. M. Mueller eds., *Frontiers in Social Movement Theory*, New Haven and London: Yale University Press: 174-202.

Tarrow, S., 1998, *Power in Movement*, New York: Cambridge University Press (=2006 大畑裕嗣監訳『社会運動の力—集合行為の比較社会学』彩流社).

<連邦議会公聴会議事録>

U.S. Senate, Hearing before the Committee on Labor and Human Resources and the Subcommittee on the Handicapped, *Americans with Disabilities Act of 1989*, U.S. Government Printing Office (1989.05.09, 1989.05.10 & 1989.05.16).

U.S. House of Representatives, Hearing before the Committees on the Judiciary and the Subcommittee on Civil and Constitutional Rights on the Committee on the Judiciary, 1989, *Americans with Disabilities Act of 1989*, U.S. Government Printing Office (1989.08.03, 1989.10.11 & 1989.10.12).

U.S. House of Representatives, Joint Hearing before the Subcommittees on Employment Opportunities and Select Educations of the Committee on Education and Labor, 1989, *Americans with Disabilities Act of 1989*, U.S. Government Printing Office (1989.09.13).

U.S. House of Representatives, Hearing before the Subcommittees on Surface Transportation on the Committee on Public Works and Transportation, 1989, *Americans with Disabilities Act of 1989*, U.S. Government Printing Office (1989.09.20 & 1989.09.26).

[付記]

資料収集にあたっては、名古屋アメリカンセンターにご協力をいただきました。この場を借りて、お礼申し上げます。

(後藤悠里：名古屋大学大学院環境学研究科・日本学術振興会特別研究員)